

## 西日本図書館学会機関誌『図書館学』に関する内規

- 1 西日本図書館学会会則第5条の1項に基づいて発行する機関誌は『図書館学』と称する。
- 2 『図書館学』は下記の文章を掲載する。
  2. 1 会員の研究・調査に基づく論文・評論、研究ノート、資料、報告、書評等で未発表の文章を掲載する。
  2. 2 上記のほか、エッセイ、文献・新刊紹介、事務報告等の文章を掲載する。
  2. 3 当会の研究発表会において口頭発表したものは原則として優先的に掲載する。
  2. 4 上記の原稿は研究発表会終了後5週間以内に編集委員会に送付されたものを対象とする。
  2. 5 一般投稿原稿は随時受け付けるが、掲載の適否は役員会が指名する会員に依頼した査読の結果に基づいて、編集委員会で掲載号を決める。
  2. 6 連名による原稿の場合は、筆頭著者が会員でなければならない。
  2. 7 原稿については、一部修正、書き直しを求めることがある。
  2. 8 奇数号には会員名簿を掲載する。
  2. 9 執筆要領は別に定める。
- 3 『図書館学』は当該年度内に2回発行する。
  3. 1 奇数号は発行年月を9月30日とし10月末までに刊行する。
  3. 2 偶数号は発行年月を3月31日とし4月末までに刊行する。
- 4 『図書館学』は奇数号・偶数号を合算して100ページを越えないことを原則とする。
- 5 『図書館学』刊行後は速やかに会員、購入者等に送付する。
  5. 1 会員・賛助会員、購入者、及び寄贈者に対しては本誌を送付する。
  5. 2 寄稿者に対しては本誌及び抜刷りを送付する。
- 6 掲載論文等記事の著作権は、原則として当会に帰属する。著者は当会に連絡のうえ、その著作を転載することができる。
- 7 その他『図書館学』について編集委員会で決定した事項は役員会・総会に報告し、会員に広報する。

(平成8年6月)

(令和4年6月)

掲載の公平性を保持するため、掲載回数が過去5号以内に3回にわたる執筆者については、当該誌の掲載希望者が多い場合は掲載延期をお願いすることがある。

定期刊行を順守するため、掲載予定原稿が研究発表会終了後5週間以内に編集委員会に送付されなかった場合（上記2.3および2.4参照）、編集・印刷作業の工程上、掲載を次号以降に延期することがある。